

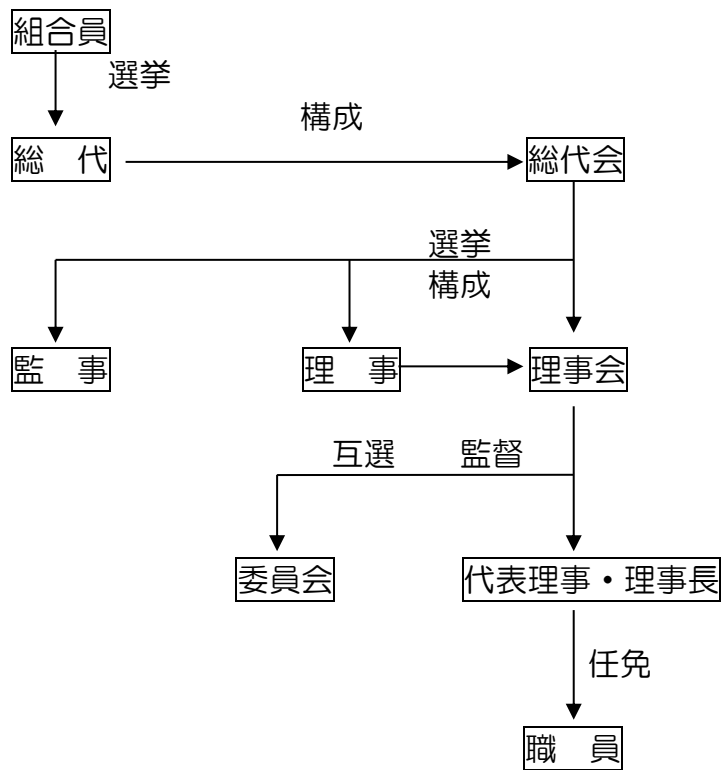
業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

令和5年度

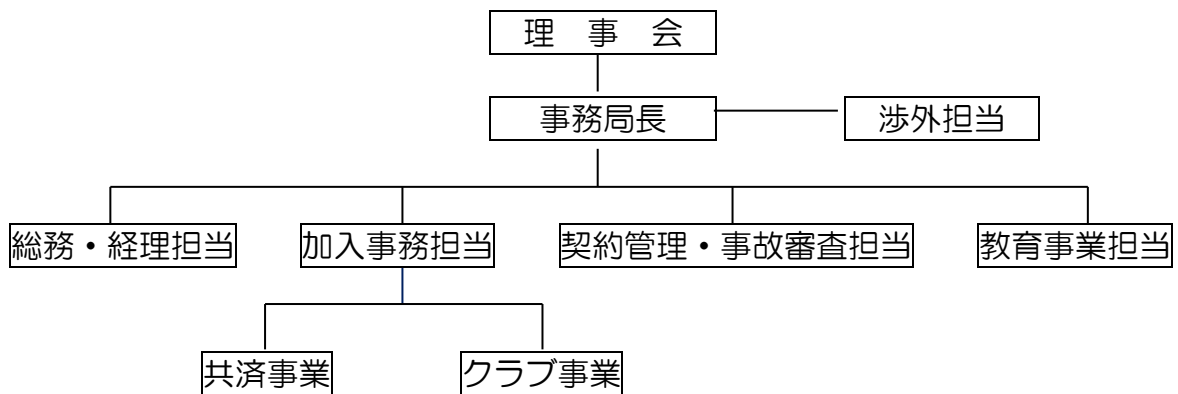
一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

# イ 業務運営の組織

## 1) 組合運営組織



## 2) 事業推進組織



□ 役員の名義及び役職名

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼職先名	兼職先での役職名
代表理事	非常勤	有	神田 貢典	アルファクラブ(株)	代表取締役
専務理事	常勤	無	安藤 孝一		
理事	非常勤	無	熊田 賢二	(株)たらちね	代表取締役
理事	非常勤	無	佐原 功一	佐原商事(有)	代表取締役社長
理事	非常勤	無	佐藤 実	(株)マーキュリー	代表取締役
理事	非常勤	無	神田 越也	(株)オー・ディー・プランニング	取締役
理事	非常勤	無	西井 謙治	大阪ゆとり生活協同組合	事務局長
監事	非常勤	無	松本 莊次郎	(株)CDS	代表取締役
監事	非常勤	無	高橋 功	アルファクラブ東北(株)	取締役部長

## ハ 事務所の名称及び所在地

事務所の名称：福島県民あんしん共済生活協同組合

所在地：福島県郡山市函景一丁目6番5号

## 二 組合の主要な業務の内容

事業種目：共済事業

主な事業品目等：生命共済

### 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

## イ 直近の事業年度における事業の概況

### 1) 共済事業加入状況

共済事業の種類	加入者数			元受契約高		
	当年度	前年度	増加数	当年度	前年度	増加額
シングルプラン	3,709	3,953	△244	1,931,300,000	2,106,300,000	△175,000,000
カップルプラン	929	1,031	△102	685,850,000	761,700,000	△75,850,000
シングル100プラン	579	632	△53	579,000,000	632,000,000	△53,000,000
ゆとり終身プラン	3,074	3,014	60	307,400,000	301,400,000	6,000,000
合計	8,291	8,630	△339	3,503,550,000	3,801,400,000	△297,850,000

### 2) 受入共済掛金状況

共済事業の種類	元受共済掛金			共同引受団体共済掛金		
	当年度	前年度	増加額	当年度	前年度	前年比
シングルプラン	55,053,600	58,219,200	△3,165,600	—	—	—
カップルプラン	14,176,800	15,465,600	△1,288,800	—	—	—
シングル100プラン	19,788,200	20,184,000	△395,800	—	—	—
ゆとり終身プラン	36,582,000	35,029,000	1,553,000	—	—	—
計	125,600,600	128,897,800	△3,297,200	—	—	—
慶弔金プラン（特約）	8,818,000	9,547,000	△729,000	—	—	—
見舞金プラン（特約）	867,500	914,000	△46,500	—	—	—
親子プラン（特約）	57,600	75,600	△18,000	—	—	—
計	9,743,100	10,536,600	△793,500	—	—	—

### 3) 共済金支払実績 支払件数

共済事業の種類	当年度実績		前年度実績		前年比
	件数	構成比	件数	構成比	
シングルプラン	83	18.9%	76	17.6%	109.2%
カップルプラン	18	4.1%	25	5.8%	72.0%
シングル100プラン	12	2.7%	3	0.7%	400.0%
ゆとり終身プラン	212	48.4%	212	49.1%	100.0%
慶弔金プラン（特約）	108	24.7%	109	25.2%	99.1%
見舞金プラン（特約）	5	1.1%	6	1.4%	83.3%
親子プラン（特約）	0	0.0%	1	0.2%	0.0%
合計	438	100.0%	432	100.0%	101.4%



支払金額

共済事業の種類	当年度実績		前年度実績		前年比
	支払額	構成比	支払額	構成比	
シングルプラン	34,100,000	46.3%	28,408,400	47.3%	120.0%
カップルプラン	5,400,000	7.3%	7,950,000	13.2%	67.9%
シングル100プラン	12,000,000	16.3%	3,000,000	5.0%	400.0%
ゆとり終身プラン	19,944,000	27.1%	18,121,000	30.2%	110.1%
慶弔金プラン（特約）	1,945,000	2.6%	2,220,000	3.7%	87.6%
見舞金プラン（特約）	275,000	0.4%	280,000	0.5%	98.2%
親子プラン（特約）	0	0.0%	50,000	0.1%	0.0%
合計	73,664,000	100.0%	60,029,400	100.0%	122.7%

□ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常剰余金又は経常損失金
- (3) 当期剰余金又は当期損失金
- (4) 出資金及び出資口数
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額
- (7) 責任準備金残高
- (8) 貸付金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額
- (11) 職員数
- (12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額

項目	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	31 年度
組合員数	15,061	15,161	15,087	14,849	14,719
(1) 経常収益	159,922,554	165,938,963	166,367,475	167,278,549	169,033,053
(2) 経常剰余金	12,071,234	32,206,275	28,269,373	36,383,511	33,814,481
(3) 当期剰余金	11,314,798	31,205,395	26,866,152	34,452,967	31,785,941
(4) 出資金額	304,433,500	294,781,500	287,314,500	271,801,000	254,675,500
(5) 出資口数	608,867	589,563	574,629	543,602	509,351
(6) 自己資本	428,822,523	434,869,209	419,539,161	406,385,599	381,400,995
(7) 総資産	481,538,988	484,122,520	464,015,536	443,607,915	415,672,581
責任準備金	8,732,330	9,059,290	9,170,631	9,290,960	9,185,313
(8) 責任準備金残高*	3,286,930	3,366,540	3,388,981	3,445,060	3,251,862
(9) 貸付金残高	—	—	—	—	—
(10) 有価証券残高	—	—	—	—	—
(11) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 (利用分量割戻し)	12,069,767	27,013,484	23,342,347	29,226,090	26,593,863
(12) 職員数	5	4	5	4	4
(13) 正味収入共済掛金	135,343,700	139,434,400	140,985,600	142,469,100	147,255,200

\*：第七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金

(責任準備金の積立て)

第七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

ハ 法第五十三条の十八第一項に規定する共済事業専門組合にあつては、直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

(第10条第3項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以下この条及び次条において「共済事業専門組合」という。))

(第10条第3項 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第1項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第5号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。)

記載事項なし

四 責任準備金の残高として別表第四の上欄に掲げる  
契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責  
任準備金残高及び予定利率

別表第4（第二百九条第一項第四号関係）

（単位：千円）

2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	契約年度
3,287	3,367	3,389	3,445	3,252	2,886	2,495	2,091	1,665	1,232	責任準備金残高
										予定利率

（記載上の注意）

- 1、 第七十九条第一項第一号に掲げる責任準備金について記載する事。
- 2、 予定利率については、事業年度ごとの責任準備金に係る主な予定利率を記載する事。
- 3、 共済契約の締結時期が2006年度以降の契約については事業年度ごとに記載する事。

（責任準備金の積立て）

第七十九条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額を共済事業規約に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

\* 2012年度より計算方法及び記載方法が変わりました。

## 五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

## イ リスク管理の体制

リスク管理規定を定め様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、福島県民あんしん共済生協の価値を保全する。

### リスク管理規程

(目的)

第1条 リスク管理規程(以下「本規程」という。)は、福島県民あんしん共済生活協同組合(以下「あんしん生協」という。)の様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、あんしん生協の価値を保全することを目的とする。

(方針)

第2条 あんしん生協は、生協に関連する法令等の制定、改廃等の動向を注視し、法令を遵守する。

2.あんしん生協は、社会環境の変化の動向を注視してリスクを的確に把握し、リスクに対して適切な処置をとる。

3.あんしん生協は、リスクが発生した場合や、法令に違反する事態が発生した場合は、責任ある行動をとるとともに、再発防止のために適切な処置をとる。

(リスクの定義)

第3条 あんしん生協において、本規程における様々なリスクの種類は、次のとおりとする。

- (1)コンプライアンス違反リスク
- (2)情報システムダウンリスク
- (3)個人情報漏洩リスク
- (4)自然災害リスク
- (5)投資損失リスク
- (6)有価証券下落リスク
- (7)固定資産減損リスク
- (8)財務報告リスク
- (9)知的財産権侵害リスク
- (10)特定取引先依存リスク
- (11)グループ生協関連リスク
- (12)総代訴訟リスク
- (13)生協脅迫リスク
- (14)理事執務不能リスク
- (15)生協価値損失リスク
- (16)その他のリスク

(リスク管理体制)

第4条 あんしん生協の様々なリスクを把握し、洗い出し、予防し、的確に対応し、最小限に食い止め、再発を防止し、ゆとりあんしん生協の価値を保全するために「リスク対策責任者」を設置する。

(リスク対策責任者)

第5条 あんしん生協の「リスク対策責任者」は、代表理事が指名する。

(リスク対策責任者の役割)

第6条 「リスク対策責任者」の役割は次のとおりとする。

- (1) リスクに対する責任を明確にするために、必要に応じて各リスクに対応するリスク関連委員会を設置する。
- (2) リスクが発生した場合は、リスク対策責任者は、該当リスクに対応する「リスク関連委員会」を招集し、速やかにリスクに対処し、再発防止の対策をたてなければならない。
- (3) リスク関連委員は、必要に応じて、リスク対策責任者に対し、該当リスクに対応する「リスク関連委員会」の開催を求められることができる。

(事務局)

第7条 「リスク関連委員会」の事務局は、あんしん生協の事務局とする。

(リスク関連委員会の役割)

第8条 リスクへの対策が適切に実施されているか検討しなければならない。

2. リスクに対応するために、必要に応じて規程、基準及びマニュアルを制定又は改定しなければならない。
3. 法令等の制定、改廃などがあった場合は、速やかに対応しなければならない。
4. リスク関連情報を収集の上、事務局に通知することにより、情報の共有化を図らなければならない。

(有事の体制)

第9条 リスクが発生した場合は、担当者又は担当部署長は、リスク対策責任者及び事務局に直ちに報告し、被害を最小限に食い止めなければならない。

2. 事務局は、報告を受けた場合は、リスク対策責任者の指示を受けて「対策委員会」を開催しなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会による。



## □ 法令遵守の体制

### コンプライアンスへの取り組み

#### 1. コンプライアンスの基本的考え方

福島県民あんしん共済生活協同組合は、コンプライアンス（法令等遵守）重視の事業運営をはかっていることを方針としています。コンプライアンスの取り組みは、組織全体が生協法をはじめとする法令や事業運営にかかわる規則やルールに もとづいた運営を徹底し、組合員の信頼を得ることを目的としています。

この間、役職員倫理・懲戒規程、決裁規程、行動憲章を策定し、本部役職員の責任の明確化をはかるとともに、生協としてのコンプライアンス規定、コンプライアンスを推進するためのプログラムを策定し、コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備をはかっています。

#### 2. 行動憲章

福島県民あんしん共済生活協同組合は、コンプライアンスの基本的な理念、役職員の行動規範となる「行動憲章」を策定しています。

#### 行動憲章

##### 1、助け合いの発展・強化

私たちは、組合員相互の助け合いを強化し、組合員の経済的・社会的・文化的なニーズの充足をはかるとともに、共済事業の推進をとおして組合活動の発展に努めます。

##### 2、共有する価値

私たちは、自助、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に立脚し、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的な価値観を共有し、その実践を通して共済事業を発展させます。

##### 3、組合員重視の事業運営

私たちは、組合員の声に真摯に応え、忠実かつ誠実に職務を遂行し、組合員利益を最優先した事業運営とサービスに努めます。

##### 4、健全かつ適切な資産運用

私たちは、組合員の資産の受託者として、健全かつ適切な資産運用を行います。

##### 5、経営情報の開示

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切かつわかりやすく組合員に開示します。

##### 6、効率的な事業運営

私たちは、効率的な事業運営に努め、組合員の経済的負担の軽減をはかります。

##### 7、違法行為の防止

私たちは、法令等の実効性ある遵守態勢を構築するとともに、万一、違反行為が生じた場合には、徹底した原因究明を行ない、再発防止に努めます。

#### 3. 勧誘方針

福島県民あんしん共済生活協同組合では、共済の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針を定めましたのでご案内いたします。

#### 勧誘方針

（金融商品の販売等に関する法律第8条に基づく「勧誘方針」）

- 1、当組合は、消費生活協同組合法、金融商品販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
- 2、当組合は、組合員自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、事業（制度）内容やリスク内容などの重要事項について、書面の交付その他の適切な方法により、十分にご理解を頂くよう努めます。

- 3、当組合は、組合員の信頼の確保を第1義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、組合員の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4、当組合は、組合員の皆さまの意向にそった時間帯や場所等で、共済の推進をおこなうよう努めていきます。
- 5、当組合は、組合員に対する勧誘の適正確保のため、研修体制を充実し、事業（制度）知識習得に努めます。
- 6、当組合は、組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

#### 4. プライバシーポリシー

福島県民あんしん共済生活協同組合（以下、あんしん生協）では、組合員・契約者の皆様からご信頼いただけるよう、個人情報の取り扱いについて、

- 1、福島県民あんしん共済生活協同組合の個人情報保護規程に従い、個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを策定し、実施します。
- 2、コンプライアンスプログラムについては年1回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。
- 3、定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。
- 4、個人情報等の取り扱いについては、原則下記1～5項のように行います。生命や財産を脅かすような緊急時等の例外事項の適用については、個人情報保護管理者の責任の下で行います。

##### 1.体制

- 1、あんしん生協の理事を個人情報保護管理者、監事を個人情報保護監査責任者に任命します。
- 2、個人情報保護担当者を配置して、個人情報保護を実践します。
- 3、個人情報保護に関する必要な役職員教育及び適切な苦情対応を行います。
- 4、パート・アルバイト・派遣職員・出向者を含め、職員は個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

##### 2.個人情報の取得等について

- 1、あんしん生協は、契約に関する個人情報をご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金のお支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。
- 2、公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- 3、書面等で本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的をパンフレット等により明示します。
- 4、第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適切に取得されていることを確認することとあわせて、共済としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を本人に通知し、または公表します。

個人情報とは：生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

### 3.個人データの保管・利用について

- 1、個人データの安全管理については、「個人情報保護に関する安全対策管理規程」のもと、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
- 2、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 3、個人データについては他の事業者等に委託する場合には、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに、再委託される場合も含めて実効的な監査体制を確保します。また、福島県民あんしん共済生活協同組合が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用（処理）します。
- 4、以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行いません。
  - \*法令などによる場合
  - \*ご本人の承諾をいただいた場合
  - \*福島県民あんしん共済生活協同組合の提携企業へ提供する場合。ただしご本人が情報の提供を希望しない場合は、加入者が所属組合に申出ることにより、提供を停止します。
  - \*オプトアウトの要件を満たしている場合
  - \*その他個人情報保護法上許容される場合
- 5、福島県民あんしん共済生活協同組合は、契約管理業務、給付管理業務、その他事業運営のために必要な範囲に限り、個人情報をその関係先と共同で利用します。

なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

- a 共同利用するデータ項目
  - 1 データ項目として、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号
  - 2 加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
  - 3 共済金支払い手続き事項（支払い通知書－契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）
- b 共同利用するものの範囲  
福島県民あんしん共済生活協同組合、(株)セディナ、共栄火災海上保険(株)
- c 利用目的  
共済契約に関する業務を共同しておこなうため

- 6、福島県民あんしん共済生活協同組合は、組合提携事業事務を円滑に遂行するために必要な範囲に限り、以下の団体と個人情報を共同で利用します。

アルファクラブ(株)  
アルファクラブ東北(株)  
その他提携企業

なお、個人情報を共同利用する具体的内容は、以下のとおりとします。

- a 共同利用するデータ項目  
氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、
- b 共同利用するものの範囲  
福島県民あんしん共済生活協同組合、アルファクラブ(株)、アルファクラブ東北(株)
- c 利用目的
  - ・組合提携事業事務の円滑な遂行にあたり、加入者の確認のため。
  - ・福島県民あんしん共済生活協同組合の組合が各種優遇を速やかに受けられるように。
- d 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について  
福島県民あんしん共済生活協同組合

#### 4.保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について

他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めについては、福島県民あんしん共済生活協同組合事務局が対応いたします。

※保有個人データとは：福島県民あんしん共済生活協同組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるもの及び6カ月以内に消去することになるものは除く。

#### 5.個人情報の取り扱いに関する苦情相談

個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。

# コンプライアンス規程

福島県民あんしん共済生活協同組合  
平成20年12月

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、福島県民あんしん共済生活協同組合行動基準に基づき、コンプライアンスを実現することを目的とする基本規程である。

(適用範囲)

第2条 本規程は、福島県民あんしん共済生活協同組合(以下「当組合」という)の役員(理事・監査役等)・職員(正職員・準職員(契約職員・パート職員・アルバイト職員を含む))の総てに適用する。

(定義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンスとは、法令はもとより組合規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動することをいう。

(2) 法令等とは、法令、組合規程、企業倫理、社会規範等の総称である。

(3) 職員とは、(正職員・準職員(契約職員・パート職員・アルバイト職員を含む))等をいう。

(経営方針)

第4条 当組合は、コンプライアンスを経営の基本とする。

## 第2章 組織

(コンプライアンス担当役員)

第5条 当組合代表理事は、コンプライアンス担当役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー/CCO)を兼ねるものとし、当組合のコンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とする。

2 コンプライアンス担当役員は、当組合役員及び部門長等の中からコンプライアンス委員を選任する。

3 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当役員が務める。

4 コンプライアンス委員会の審議事項は次のとおりとする。

(1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項

(2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項

(3) 関係法令及び社会情勢の動向に基づく企業行動の基本に関する事項

(4) 行動基準の普及に関する事項

(5) コンプライアンス体制に関する事項

(コンプライアンス統括部署)

第7条 コンプライアンス統括部署は、事務局とする。

2 事務局は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンスの推進に関する業務を統括するとともに、コンプライアンス委員会の事務局を兼ねる。

(各部コンプライアンス担当者)

第8条 コンプライアンス委員会は、職員の中からコンプライアンス担当を任命する。

2 コンプライアンス担当者は、当該部門において、コンプライアンス統括部署や現場から発信・報告される情報を双方向に伝達し、現場職員から相談の第一窓口となるなどにより、各部のコンプライアンスを推進する。

## 第3章 職員の義務

(職員の義務)

第9条 職員は、第4条の基本方針を踏まえ、売上や利益の確保よりも、コンプライアンスを最優先の行動規範として行動しなければならない。

(職員の禁止事項)

第10条 職員は、業務の遂行に当たり、次に掲げることをしてはならない。

(1) 自ら法令等に違反すること(組織の一員として行う場合を含む)

- (2) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を支持すること
- (3) 他の職員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法令等に違反する行為を黙認すること

(拒否、適切な措置)

第11条 職員は、取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられてときは、これを拒否しなければならない。

- 2 職員は、法令の改正その他により、適切な措置をとらない場合には法令等に違反することとなる事態が生じたときは、適切な措置を取らなければならない。

## 第4章 通報

(通報の義務)

第12条 職員は、他の職員や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったとき、または適切な措置を執らないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに通報しなければならない。(法令等に違反していることを通報の条件とするものではない)

- 2 前項の通報は、第1次的には職制を通して行うことを原則とするが、職制を通してでは問題解決が困難と思われる場合や緊急を要すると判断される場合は、直接または並行してコンプライアンス担当役員に行うものとする。

- 3 社外の弁護士などを通報先とした新たな内部通報制度(ホットライン、ヘルプラインなど)が導入された場合は、職員は、当該制度が指定する通報先に報告しなければならない。

- 4 職員は、誹謗、中傷を旨とした通報とならないよう務めるものとする。

(通報の方法)

第13条 通報の方法は、口頭、電話、電子メール、手紙その他文書などいかなる方法でも差し支えないものとする。

(匿名による通報)

第14条 やむを得ない事情があるときは、匿名の通報でも差し支えないものとする。

## 第5章 通報を受けた場合の措置

(事実関係の調査)

第15条 職員から、法令等に違反する(可能性を含む)旨の通報があったときは、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス担当役員に報告するとともに、監査部門等と連携し、事実関係を速やかに調査しなければならない。

- 2 前項の調査に当たっては、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(事実関係の報告)

第16条 コンプライアンス統括部署は、事実関係の調査結果をコンプライアンス担当役員に報告するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第17条 コンプライアンス担当役員は、前条の調査結果を、コンプライアンス委員会に諮り、当該行為の法令等への違反の行為の有無、取扱等を審議しなければならない。

- 2 コンプライアンス委員会の審議の結果、法令等に違反していること、または違反している可能性が高いことが判明した場合は、コンプライアンス担当役員は、違反者に、当該行為の中止命令を出さなければならない。

(違反行為の中止)

第18条 コンプライアンス担当役員から違反行為の中止命令が出されたときは、違反者は直ちに違反行為を中止しなければならない。

(懲戒処分)

第19条 法令等に違反する行為を行った職員および通報を怠るなど本規程に違反した従業者は、就業規則に基づき懲戒処分に付されるものとする。

## 第6章 雑則

### (免責の制限)

第20条 職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反する意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと
- (4) 取引先・顧客等からの誘いを断れなかったこと
- (5) 上長からの指示を断れなかったこと

### (通報者の不利益取扱の禁止)

第21条 当組合は、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取扱を行うことを禁止する。

- 2 通報を行ったことを理由に（表向き理由の名目は問わない）通報者が不利益な取扱を受けている場合は、コンプライアンス委員会は、実態調査を行い、適切に対処しなければならない。

### (コンプライアンス相談)

第22条 職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、当該職員が所属する部門、又はコンプライアンス統括部署に相談しなければならない。

- 2 コンプライアンス担当者は、職員からの相談に対する判断に迷うときは、コンプライアンス統括部署に相談するよう指導するか、自らコンプライアンス統括部署に相談しなければならない。

### (組合研修)

第23条 コンプライアンス担当役員は、次に掲げる目的のため、必要に応じて組合研修等を実施しなければならない。

- (1) 当組合の行動基準を周知徹底すること
- (2) コンプライアンスへの意識と関心を高めること
- (3) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- (4) 職員の倫理意識を高めること

### (受講義務)

第24条 コンプライアンス担当役員から前条の研修を受講するよう命じられた職員は、必ず受講しなければならない。

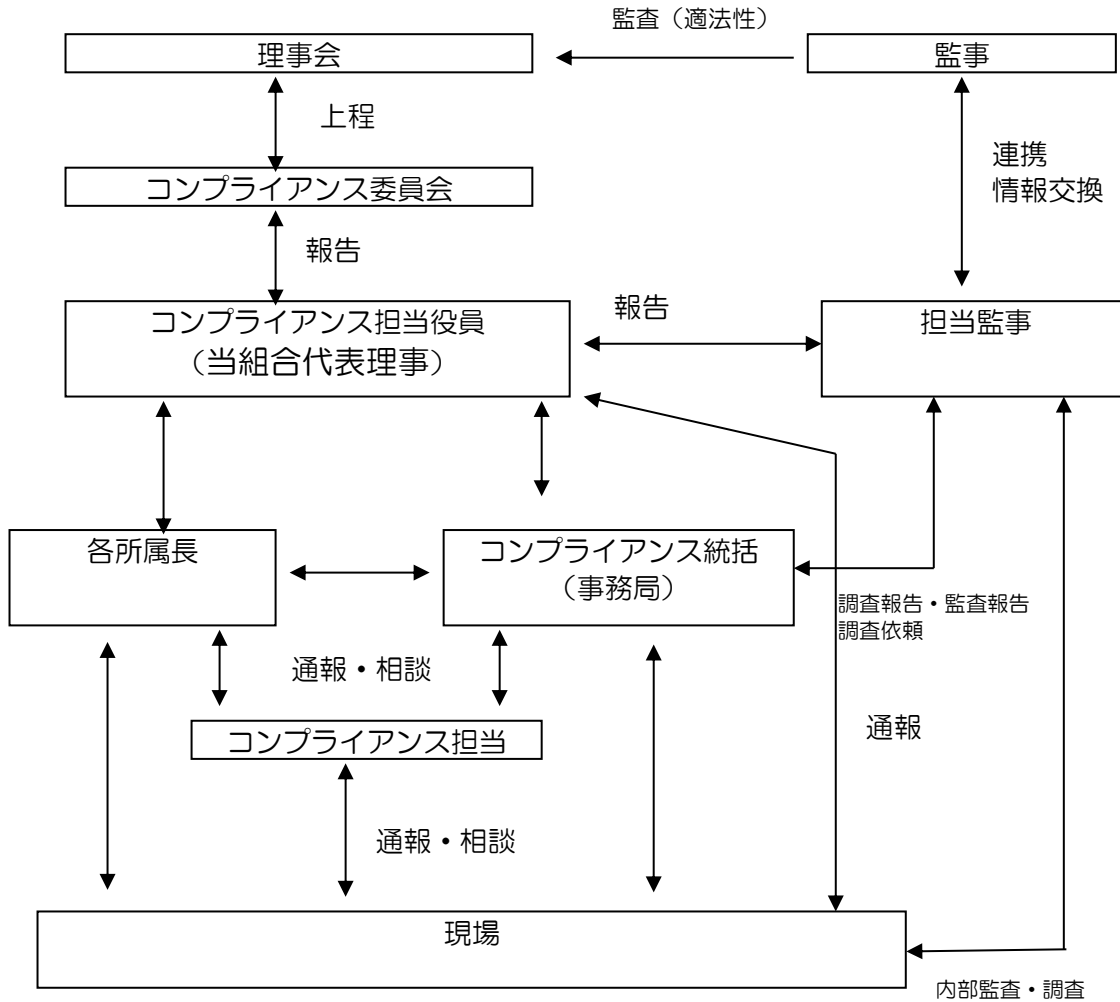
# コンプライアンス組織

## 1 コンプライアンス組織

(1) コンプライアンス担当役員（兼コンプライアンス委員長）：代表理事

(2) コンプライアンス委員：代表理事・コンプライアンス担当理事・事務局長

## 2 コンプライアンス組織と通報・相談ルート





六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

貸借対照表 令和 6年3月31日現在

科目	令和 6年3月	令和 5年3月	科目	令和 6年3月	令和 5年3月
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預金	463,724,080	464,399,136	共済契約準備金	19,580,498	15,177,284
現金	132,232	156,274	支払備金	10,848,168	6,117,994
預貯金	463,591,848	464,242,862	責任準備金	8,732,330	9,059,290
その他共済資産	17,814,908	19,723,384	割戻し準備金	0	0
未収入金	12,867,742	13,439,495	その他共済負債	0	0
仮払金	0	0	未払出資金	0	0
前払費用	264,000	264,000	出資預り金	0	0
一括減価償却資産	0	0	脱退預り金	0	0
車両運搬具	2,057,989	3,085,441	その他負債	33,135,967	34,076,027
ソフトウェア	159,500	225,500	未払金	13,250,003	12,943,183
工具・器具	132,000	0	未払法人税等	380,300	2,451,600
長期前払費用	21,210	21,210	預り金	8,236,012	8,389,181
繰延税金資産	2,312,467	2,687,738	未払費用	1,143,652	937,063
			退職給与引当金	10,126,000	9,355,000
			負債合計	52,716,465	49,253,311
			(純資産の部)		
			組合員資本	428,822,523	434,869,209
			出資金	304,433,500	294,781,500
			剰余金	124,389,023	140,087,709
			法定準備金	91,497,000	85,255,000
			当期末処分剰余金	32,892,023	54,832,709
			(うち当期剰余金)	11,314,798	31,205,395
			純資産合計	428,822,523	434,869,209
資産合計	481,538,988	484,122,520	負債・純資産合計	481,538,988	484,122,520

損益計算書

(自令和5年4月1日 至令和 6年3月31日)

科目		R06年3月	R05年3月	前年比
経常損益	経常収益	159,922,554	165,98,963	96.4%
	共済掛金等収入	135,343,700	139,434,400	97.1%
	受入共済掛金	135,343,700	139,434,400	97.1%
	共済契約準備金戻入額	15,177,284	16,095,103	94.3%
	支払備金戻入額	6,117,994	6,924,472	88.4%
	責任準備金戻入額	9,059,290	9,170,631	98.8%
	資産運用収益	5,704	4,584	124.4%
	利息及び配当金等収益	5,704	4,584	124.4%
	その他経常収益	9,395,866	10,404,876	90.3%
	雑収入	9,395,866	10,404,876	90.3%
	経常費用	147,851,320	133,732,688	110.6%
	共済金等支払額	73,664,000	60,029,400	122.7%
	支払共済金	73,664,000	60,029,400	122.7%
	共済契約準備金繰入額	19,580,498	15,177,284	129.0%
	支払備金繰入額	10,848,168	6,117,994	177.3%
	責任準備金繰入額	8,732,330	9,059,290	96.4%
	事業経費	54,606,322	58,520,904	93.3%
	人件費	19,507,208	22,506,196	86.7%
	物件費	28,806,801	29,539,628	97.5%
	共済委託手数料	6,292,313	6,475,080	97.2%
	その他経常費用	500	5,100	9.8%
	雑損失	500	5,100	9.8%
経常剰余金	12,071,234	32,206,275	37.5%	
特別損益	特別利益	0	0	—
	貸倒引当金戻入額	0	0	—
	特別損失	0	0	—
税引前当期剰余金		12,071,234	32,206,275	37.5%
法人税等		381,165	2,055,794	15.5%
法人税等調整額		375,271	△1,451,418	△25.9%
当期剰余金		11,314,798	31,205,395	36.3%
前期繰越剰余金		21,577,225	23,627,314	91.3%
当期末処分剰余金		32,892,023	54,832,709	60.0%

## □ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金
- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、に掲げるも(1)の及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいう。）に該当する貸付金
- (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（及びに掲げるもの(1)(2)を除く。）をいう。）に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

各該当なし

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

該当なし

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

該当なし

(3) 要管理債権（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1) 及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1) 及び(2)に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

該当なし

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

仮払金	
26年度	5,220円
27年度	0円
28年度	37,042円
29年度	58,028円
30年度	0円
31年度	21,899円
R2年度	0円
R3年度	33,545円
R4年度	0円
R5年度	0円

## 二 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当なし

## ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当なし

## へ 貸付金償却の額

該当なし

## 2 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

- 一 共済事業以外の事業の用に供される事務所
- 二 一時的に設置する事務所
- 三 無人の事務所

該当なし

# 参 考

## 消費生活協同組合法

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第53条の2 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

## 消費生活協同組合法施行規則

### 第二百十三條

共済事業を行う組合は、法第五十三条の二第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下「説明書類」という。）の縦覧を、当該組合の事業年度経過後五月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 共済事業を行う組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 共済事業を行う組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) (新規)

### 第二百九條

法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 業務運営の組織

ロ 役員の名及び役職名

ハ 事務所の名称及び所在地

二 組合の主要な業務の内容

三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常剰余金又は経常損失金

(3) 当期剰余金又は当期損失金

(4) 出資金及び出資口数

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 責任準備金残高

(8) 貸付金残高

(9) 有価証券残高

(10) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額

(11) 職員数

(12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額

ハ 法第五十三条の十八第一項に規定する共済事業専門組合にあつては、直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

四 責任準備金の残高として別表第四の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備

備金残高及び予定利率

五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

- イ. リスク管理の体制
- ロ. 法令遵守の体制

六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ. 借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- ロ. 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1)破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸付金
- (2)延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、に掲げるもの(1)の及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。）に該当する貸付金
- (3)三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（及びに掲げるもの(1)(2)を除く。）をいう。）に該当する貸付金
- (4)貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）
- (2)危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）
- (3)要管理債権（三月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）
- (4)正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1)有価証券
- (2)金銭の信託
- (3)デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ハ 貸付金償却の額

2 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

- 一 共済事業以外の事業の用に供される事務所
- 二 一時的に設置する事務所
- 三 無人の事務所



## 支払余力比率記載

(千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 支払い余力総額	400,515	430,914	441,789	424,980	430,966
(1) 出資金等	381,401	406,386	419,539	407,856	416,753
(2) 価格変動準備金					
(3) 異常危険準備金	3,241	3,445	3,389	3,370	3,287
(4) 一般貸倒引当金					
(5) その他有価証券評価差額					
(6) 土地の含み損益					
(7) 契約者割戻準備金未割当部分	3	5	0	0	0
(8) 繰延税金資産不算入額					
(9) 税効果相当額(不算入額の控除後)	15,870	15,232	13,078	8,062	5,481
(9)-1 不算入額控除前	15,870	15,232	13,078	8,062	5,481
(9)-2 不算入額					
(10) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等(不算入額控除後)		5,846	5,782	5,693	5,445
(10)-1 共済掛金積立金等余剰部分		5,846	5,782	5,693	5,445
(10)-2 負債性資本調達手段等					
2. リスクの合計額	5,373	5,363	5,754	5,846	5,749
R1 一般共済リスク相当額	2,546	2,580	2,462	2,354	2,185
R2 巨大災害リスク相当額					
R3 予定利率リスク相当額					
R4 資産運用リスク相当額	4,569	4,841	5,032	5,182	5,152
(i) 価格変動等リスク相当額					
(ii) 信用リスク相当額	4,569	4,841	5,032	5,182	5,152
(iii) 子会社等リスク相当額					
R5 経営管理リスク相当額	142	149	150	151	147
R6 第三分野共済の共済契約に係るリスク相当額		4	4	10	14
3. 支払余力比率 (%)	14,908%	15,291%	15,356%	14,539%	14,994%